

会計検査院法施行 60 周年によせて

会計検査院長 大塚 宗春

今年は日本国憲法施行 60 周年に当たる。明治 22 年に制定され、会計検査院の組織及び権限について定めていた会計検査院法も、日本国憲法の制定に併せて全面改正され、昭和 22 年 5 月 3 日に憲法と同時に施行されたものであり、施行から 60 年という節目の年を迎えることになった。

会計検査院の歴史は更に古く、大隈重信参議の建議によって、財政監督の任に当たる初めての独立の官庁として太政官内に創設されたのは明治 13 年（1880 年）、今から 127 年前のことである。明治 22 年、帝国憲法が公布されるとともに、憲法に定められた機関となり、以後約 60 年間、天皇に直属する官庁として財政監督を行ってきた。

昭和 22 年、日本国憲法において、財政に関する国会の統制権を著しく強化するなどの改革が行われ、新たに財政の基本法たる財政法が制定されるなど、民主的な財政秩序の枠組が確立した。このような流れの中で、会計検査院法についても根本的な改正が行われて現行の会計検査院法が公布施行され、会計検査院の地位・組織・権限の各面において大幅な改革と強化が行われ、新生会計検査院が誕生した。特に注目すべき点は、内閣に対する独立性が強化され、国会との関係が緊密になったこと、検査の対象が拡充されたこと、検査の結果を直ちに行政に反映させる方法が定められたことなどであった。

こうして会計検査院は、新たなスタートを切り、以来 60 年間、国の財政監督機関としての職責を果たし、社会経済情勢の変化や国民の期待に積極的に対応し、その検査活動を発展させてきた。

昭和 20 年代には、戦後の混乱と会計秩序の乱れを背景に多発した不正経理や不正行為を不当事項として大量に摘発したが、昭和 30 年代後半には、不当事項の指摘にとどまらず、意見表示・処置要求を積極的に発動するようになった。昭和 40 年代には事業効果の見地から有効性の検査に取り組むとともに、多様な検査の事績をできるだけ明らかにするため検査報告に改善処置済事項が設けられた。昭和 50 年代には、国の政策上の問題が絡むなど困難な事態についても積極的に取り上げて広く問題提起をすべく、検査報告に新しい検査所見表明の場として特記事項が設けられた。昭和 60 年代から平成にかけては、これまで検査の中心であった公共事業等の「ハード」な分野に加えて、急速な高齢化、国際化に対応して、医療や年金という「ソフト」な分野、政府開発援助といった新しい領域の検査に取り組んだ。また、国民の関心が極めて高い問題については、その検査状況を明らかにするため、検査報告に特定検査状況を記述するようになった。

検査の観点については、伝統的に合規性の観点からの検査が比較的大きい比重を占めてきた。しかし、近年は、行政改革等による効率的な行財政の執行が強く求められていることから、経済性・効率性さらには有効性の観点からの業績評価型の検査、中でも特に事業や施策の効果を問う有効性の検査の拡充強化に努めてきた。

このような検査活動の発展の流れの中、本研究誌が創刊されたのは、平成元年8月のことであった。当時、国の財政事情の悪化に伴い行財政改革の必要性が叫ばれ、会計検査院の財政監督機能に対する関心や期待が高まっている中で、国の行財政活動の内容がますます複雑化、専門化する状況を踏まえて、検査の手法や領域の多様化が求められていた。一方、政府会計検査は一つの学問領域としては未だ確立されておらず、したがって、専門家による学問的な掘り下げもほとんど見あたらないという状況であった。そこで、財政学、会計学、行政学、公共経済学、政策科学等関連するアカデミズムの諸分野と組織的な交流を図り、広く地方自治体、特殊法人、公企業等の公的分野における会計の監査・監督について、理論及び実務両面からの研究の進展が図られることを期待して本研究誌は創刊された。

雑誌の編集については全くの素人である会計検査院職員が文字どおり右往左往しながらようやく発刊までこぎつけたものであったが、以来18年、本号で第36号を迎え、これまでに掲載された論文の数も約300に上っている。本研究誌の発行により、会計検査をめぐる諸々の論点が掘り起こされ、関連する諸学会、研究者及び実務家に大きな反響を呼び、この領域における研究及び実務の進展にいささかでも寄与することができたことは誠に喜びにたえないところである。

会計検査院法については、長く実質的な改正が加えられることがなかったが、近年は、法改正によって、会計検査院の機能の強化が図られ、特に国会との連携が強まっていることが注目される。平成9年には、国会からの検査要請の制度が盛り込まれ、さらに平成17年には、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、検査の結果を国会及び内閣に報告することができることとなった。

国債残高が500兆円を大幅に超えるなど国の財政状況は引き続き厳しく、独立行政法人にも多額の累積欠損金を抱える団体があり、また財政破綻する地方自治体も見られる近年の状況から、国や自治体等の会計に注目が集まっている。さらに、行財政の事後の検証とその予算・政策への反映、説明責任の履行などが重視される中で、公的分野における会計の監査・監督の役割は一層重要となっている。

今後とも、多くの関係者のご理解、ご協力により、この分野における理論及び実務両面からの研究を学際的に進展させるため本研究誌が少しでも寄与することができれば幸いである。

平成19年9月